

岡山県高等学校文化連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、岡山県高等学校文化連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局を会長の指定する所に置く。

(目 的)

第 2 条 連盟は、県内の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における芸術文化活動の健全な発展を図るとともに、情操豊かな生徒を育成することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化活動に関する調査研究
- (2) 芸術文化に関する発表会・講習会・鑑賞会等の開催
- (3) 全国高等学校総合文化祭等への派遣事業
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

(組 織)

第 4 条 連盟は、県内の高等学校をもって組織する。

(部 会)

第 5 条 連盟の部会は専門部会及び特別部会の 2 種とする。

- 2 専門部会は別表 1 に掲げるとおりとし、それぞれの部会に係る事業を行う。
- 3 連盟が特に必要と認めた事業又は専門部会の所管に属さない事業を行うため、特別部会を置くことができる。
- 4 部会に関する細則は別に定める。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 6 条 連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 常務理事 若干名
- (5) 監 事 2 名

2 前項の役員のほか、顧問若干名を置くことができる。

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は次によるものとする。

- (1) 会長、副会長、監事は評議員会において選出する。
- (2) 理事は、高校長協会及び高校芸術文化関係団体の推薦に基づき会長が委嘱する。
- (3) 常務理事は、理事のなかから会長が任命する。
- (4) 顧問は、評議員会の推薦に基づき会長が委嘱する。

2 役員の内兼任は妨げない。

(役員職務)

第 8 条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、連盟の企画運営に当たる。
- (4) 常務理事は、会務を処理する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 評 議 員

(評議員)

第10条 連盟に、評議員を置く。

2 評議員は、各学校長をもって充てる。

3 評議員は、評議員会を組織し、連盟の事業について審議し、決定する。

第4章 会 議

(会 議)

第11条 連盟の会議は、理事会及び評議員会とし、会長が必要に応じ招集する。

2 会議の議長は、その都度構成員のなかから選出する。

3 会議は、構成員の2分の1以上の出席により開会し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会)

第12条 理事会は、次の事項について審議決定する。

(1) 評議員会から委任された事項

(2) 評議員会へ提出する議案

(3) その他必要な事項

(評議員会)

第13条 評議員会は、次の事項について審議決定する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 会長、副会長、監事の選出

(3) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算

(4) その他必要な事項

第5章 会 計

(経 費)

第14条 連盟の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(負担金)

第15条 連盟の負担金は、別表2のとおりとする。

(会計年度)

第16条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計経理)

第17条 連盟の会計は、別に定める細則による。

第6章 事 務 局

(職 員)

第18条 連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

3 前項に掲げる職員は、会長が委嘱する。

(職員の職務)

第19条 職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 事務局長は、会長の命を受けて事務を掌理する。

(2) 事務局員は、上司の命を受け事務を処理する。

附 則

- 1 この規約の実施に必要な細則は、理事会の承認を得て、会長がこれを定める。
- 2 本則の規定にかかわらず、定時制高等学校及び特別支援学校高等部にかかる負担金は、当分の間、徴収しない。
- 3 本則の規定にかかわらず、設立時の役員の任期は、1年とする。
- 4 この規約は、昭和62年4月25日から施行する。

附 則 (昭和63年4月改正)

この規約は、昭和63年4月28日から施行する。

附 則 (昭和63年10月改正)

この規約は、昭和63年10月22日から施行する。

附 則 (平成2年4月改正)

この規約は、平成2年4月18日から施行する。

附 則 (平成3年4月改正)

この規約は、平成3年4月25日から施行する。

附 則 (平成4年4月改正)

この規約は、平成4年4月22日から施行する。

附 則 (平成9年11月改正)

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月改正)

この規約は、平成13年1月16日から施行する。

附 則 (平成17年4月改正)

この規約は、平成17年4月27日から施行する。

附 則 (平成22年4月改正)

この規約は、平成22年4月23日から施行する。

附 則 (平成24年4月改正)

この規約は、平成24年4月27日から施行する。

附 則 (平成27年4月改正)

この規約は、平成27年4月24日から施行する。

附 則 (平成28年4月改正)

この規約は、平成28年4月28日から施行する。

別表 1

合唱部会・吹奏楽部会・演劇部会・ダンス部会・美術・工芸部会・写真部会・書道部会・日本音楽部会・放送文化部会・郷土芸能部会・器楽・管弦楽部会・マーチングバンド・バトントワリング部会・吟詠剣詩舞部会 囲碁部会・将棋部会・弁論部会・文芸部会、かるた部会
--

別表 2

全 日 制 高 校	1校当たり 300円に生徒数を乗じた額
定 時 制 高 校	1校当たり 40円に生徒数を乗じた額
特 別 支 援 学 校	1校当たり 40円に生徒数を乗じた額